仕 様 書

１．件名

福島相双地域における持続可能な地域公共交通運行モデル構築と展開支援業務

２．経緯と事業目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島相双地域（※１）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々へのコンサルティング支援の他、自治体へのまちづくり支援、福島相双地域の社会課題解決を目指した新しい技術・仕組みの実証・実装に向けた取組等を行っている。

東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故以降、福島相双地域では多くの社会課題が顕在化しており、特に交通課題は喫緊度と深刻度が高い。具体的には、この地域への帰還者は高齢者比率が高く、自身で自動車の運転をしない、代わりに運転する家族や親族も近くにいないといった状況下で移動困難が発生。地域の足となるべきバスやタクシー等の公共交通も、ドライバー不足や収益確保困難等の事情で、営業時間の短縮や運行台数・頻度の低下を余儀なくされている。しかしながら、交通利便性が向上しなければ、住民帰還や移住のハードルとなるばかりか、飲食店をはじめとした事業者のなりわい再建、特にナイトタイムエコノミーの活性化が遅滞、ひいてはこの地の復興にブレーキがかかることとなる。このような問題意識に基づき、当機構は、2024 年から福島相双地域における住民・来訪者の交通利便性の向上に向け取り組み始め、自治体担当者など関係者との情報共有や関係構築、補助金等支援策に関する情報提供、ライドシェア等をテーマとしたセミナーの開催、複数の基礎自治体による協働での交通施策・交通サービスの提案等を実施してきた。

こうした取組により、関係者間での交通に関する現状・課題感の把握及び意識共有や、制度に関する知見向上、公共交通の広域連携に関して意識醸成等の点において前進があり、利便性向上のための具体的な改善に繋がる素地ができた。

今後は、公共交通の広域連携に向けて取り組みの具体化を図り、地域内に展開できるようにモデル化していくために、これまで以上に深く関係者を巻き込み協働していく必要がある。

以上に鑑み、本事業では、福島相双地域の復興加速化に向けて、詳細な調査・分析に基づき、運行モデルを策定し、それに沿った対応策・改善策（※２）をさまざまな関係者と協働しながら実行することで、福島相双地域の住民・来訪者の交通利便性を向上させることを目的とする。（※３）

（※１）本仕様書における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内１２市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

（※２）本仕様書における「対応策・改善策」は、交通施策・交通サービスの新規導入・改善とその実現に資する取組の両方を含む。

（※３）本事業の目的の対象地域は福島相双地域であるが、自治体事情や移動ニーズの範囲等に

より、全対象地域を網羅しない可能性や周辺地域を含める可能性もある。

３．業務内容

福島相双地域の交通課題に関する各種調査（既存調査を含む）や分析に基づき、本事業の目的達成に向けた運行モデルを策定し、それに沿った対応策・改善策を実行（実行に向けた支援や諸調整を含む）する。

本業務の全体を通じて特に留意すべき点は以下のとおりである。

＜全体を通じての留意点＞

- ✓ 福島相双地域は東日本大震災及び原子力発電所事故で被災し、その復興に向け国からの特別な支援（地域公共交通確保維持改善事業での被災地特例、被災者支援総合交付金など）を受けていること、また、第３期復興・創生期間の国の具体的な方針・支援策を踏まえること。
- ✓ 各基礎自治体の行政区域にとどまらない広域での視点や既存方策に囚われない新しい発想を持つこと。
- ✓ 受託者の有する専門的な知見・経験・視点等を駆使し、積極的に当機構に対し諸提案を行うこと。
- ✓ 運行モデルやそれに沿った対応策・改善策等について、必要に応じて適時見直しを行うこと。
- ✓ 受託者（組織）及びその担当者（個人）として、各関係者との信頼関係構築に鋭意努めること。

下記（１）～（３）に当機構が想定している業務の具体例を示すが、これに限定されるものではなく、本事業の目的に合致し当機構が指示する取組を実行する。

（１）交通課題に関する各種調査・分析

- ● 事業目的の達成に資する諸々の情報・関係者意見の収集・整理・分析を行う。
  - ・住民や来訪者等の移動ニーズの調査や OD 表等に基づく分析
  - ・交通事業者、まちづくり会社、地域の NPO 等へのヒアリング
  - ・国内外における好事例・失敗事例の収集・要因分析
  - ・活用できる制度・補助金等の支援策に関する情報の収集・整理

＜留意点＞

- ✓ 本業務は、表層的な調査に留まることなく、福島相双地域の実情を踏まえた上で当該地域への公共交通の利便性向上に結びつく内容（例：移動の需要密度が低い地域に適する利便性の高い施策・サービス）について詳細に実施すること。

（２）本事業の目的達成に向けた運行モデル策定

- ● 自治体との十分な協議を経ることにより自治体が実行可能な内容とすることに重点を置き、持続可能性のある運行モデルを作成する。本事業の目的に鑑みて、

利用者増や維持経費、採算、人材確保を考慮した自立可能性を指向したものとする。

（３）運行モデルに沿った対応策・改善策の実行・実行支援

①交通施策・交通サービスの新規導入・改善の実行支援

- コミュニティバス、オンデマンド交通（AI オンデマンド、ライドシェア含む）、タクシー補助制度、貨客混載運行等の実施による、複数自治体を対象範囲とする交通施策・交通サービスの提案及び実行支援
- バスのルートやダイヤの改善の提案
- 住民説明会や住民意見への対応など、交通施策・交通サービスの新規導入・改善をするうえで必要となる関係者との調整またはその支援
- 交通施策・交通サービスに関する訪問者向けの利用案内作成支援。
- 交通施策・交通サービスの新規導入・改善に向けた各自治体による予算要求や補助金申請等における助言や資料作成支援

②交通施策・交通サービスの新規導入・改善に資する取組の実行

- 地域公共交通計画の策定支援
- 複数市町村による公共交通連携を促す意見交換等の場の設定、運営、支援
- 住民等へのアンケート実施の支援

＜留意点＞

- ✓ 提案する交通施策・交通サービスは、福島相双地域で導入することを想定の上、課題解決に関して十分に考慮・検討し、継続可能な内容にすること。
- ✓ 対応策・改善策やその実現に向けた推進方法については、これまでの定石に囚われることなく、斬新な考え方で検討すること。
- ✓ 提案する交通施策・交通サービスについては、その継続性に鑑みて、国・県等の補助を受ける場合であっても費用対効果に配慮すること。

４．要件

＜必須要件＞

・交通課題を取り巻く状況や交通ビジネス等（最新の情報を含む）に精通し、適切な具体的助言ができること。

・交通課題に限らず地域の社会課題解決に向けた業務設計・運用やプロジェクト組成・遂行の経験を有すること。

＜望ましい要件＞

・福島相双地域に関する諸般の事情に精通していること。

・各業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう、関係者から信頼される関係を構築できること。

５．事業期間

契約締結日～2027年3月26日

６．報告と納入物

受託者は、当機構が指定する期限日までに最終報告案を事前提出のうえ、機構から是正・追加などの指示を受け、是正追加などの指示事項を含め完了させたものを 2027 年 3 月 26 日までに成果品として納品（電子媒体）する。

７．納入場所

公益社団法人　福島相双復興推進機構　産業創出グループ

８．その他

- ✓ 打合せ後の議事概要の取りまとめ等の定例的業務は元より、当機構からの随時の依頼・指示に対し、迅速に対応できる体制を構築すること。
- ✓ 本事業の実施途中において予期せぬ問題、事故等が発生した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、委託先の責任において、その解決に努めること。
- ✓ その他、不明な点がある場合には、当機構に問い合わせること。

以上